



# 温存後生殖補助医療に係る費用の助成をご利用ください



## 【対象者】 下記の項目すべてに該当する人

- 申請時において富士市に住所を有する人
- 婚姻関係にある人（事実婚を含む）
- 指定医療機関で温存後生殖補助医療を受けた人
- 夫婦のいずれかが妊よう性温存治療を受けた人で、温存後生殖補助医療以外の治療法では妊娠する可能性がない又は極めて少ないと医師に診断された人
- 温存後生殖補助医療を開始した日における妻の年齢が43歳未満の人
- その他の同種の補助を受けていない人



## 【対象となる治療と補助金額】

治療方法	補助限度額	補助回数
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円	治療開始日の妻の年齢が、 40歳未満：通算6回まで 43歳未満：通算3回まで
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1	
凍結した卵巣組織移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4	温存後生殖補助医療を受けたことにより妊娠してから12週を経過した場合は、それまでに受けた補助金は交付の回数に含めません
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4	

- ※ 妊よう性温存治療に関する費用のうち、保険適応対象外の費用を補助します。
- ※1 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施する場合は10万円
- ※2 人工授精を実施する場合は1万円
- ※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円
- ※4 卵胞に発育しない又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

## 【申請に必要な書類】

必要な様式をお渡ししますので、事前にお問合せください。  
ダウンロードもできますが、その場合もまずはお問合せください。

富士市  
ウェブサイト



### ●ご自身で記入するもの

- ・申請書

### ●医療機関で記入してもらうもの

- ・温存後生殖補助医療を行った証明書

### ●その他ご自身で準備するもの

- ・戸籍謄本
- ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・申請者の通帳又はキャッシュカード
- ・印鑑(スタンプ式以外のもの) (訂正箇所があった場合に使用)

※対象者以外の方が申請にお越しになる場合や、対象者が未成年の場合も申請は可能です。

## 【申請期限】

- ・原則、治療の費用を支払った年度の末日までに申請をお願いします。難しい場合はご相談ください。



富士市

富士市役所健康政策課 健診担当  
電話 0545-64-8992 平日 8:30～17:15  
住所 〒416-8558 富士市本市場 432-1 (フィランセ西館 1階)